

## 令和5年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和5年3月23日（水）午後1時00分開議

### 議事日程

開会及び開議の宣告

- 日程第1 令和5年第2回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 令和5年第1回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について
- 日程第3 会議録署名委員の指名について
- 日程第4 報告第1号 特定地域型保育事業者の公表について
- 日程第5 議案第8号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について
- 日程第6 議案第9号 瑞穂市教育委員会障害者活躍推進計画の策定について
- 日程第7 議案第10号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について
- 日程第8 議案第11号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について
- 日程第9 議案第12号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第10 議案第13号 瑞穂市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第11 教育長の報告
- 日程第12 その他 事務局長  
教育総務課長  
給食センター課長  
学校教育課長  
幼児教育課長  
生涯学習課長

閉会の宣言

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○本日の会議に出席した委員

服 部 照

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

大 平 高 司

伊 藤 清 美

**○本日の会議に欠席した委員**

なし

**○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名**

事務局長 佐 藤 雅 人

教育総務課長 井 上 克 彦

給食センター課長 松 野 光 広

学校教育課長 郷 通 芳

学校教育課総括主幹 石 野 陽 子

学校教育課主幹 松 野 英 泰

幼児教育課長 今 木 浩 靖

幼児教育課主幹 野 口 智 子

生涯学習課長 松 島 孝 明

生涯学習課総括主幹 広 瀬 久 士

生涯学習課主幹 佐 藤 文 行

**○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名**

教育総務課主幹 野 津 浩 行

**○傍聴者**

なし

**開会及び開議の宣告**

- 教育長** ただいまから令和 5 年第 3 回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。  
次第に沿って進めます。
- 

**日程第 1 令和 5 年第 2 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について**

- 教育長** 日程第 1 令和 5 年第 2 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認についてです。  
事務局より過日郵送にてお配りしておりますので、委員の皆様には事前にご確認頂いていると思いますが異議等はありませんでしょうか。  
異議がないようなので、令和 5 年第 2 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認については、承認することと致します。
- 

**日程第 2 令和 5 年第 1 回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認について**

- 教育長** 日程第 2 令和 5 年第 1 回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認についてです。  
こちら事務局より過日郵送にてお配りしておりますので、委員の皆様には事前にご確認頂いていると思いますが異議等はありませんでしょうか。  
異議がないようなので、令和 5 年第 1 回瑞穂市教育委員会臨時会会議録の承認については、承認することと致します。
- 

**日程第 3 会議録署名委員の指名について**

- 教育長** 日程第 3 本日の会議録署名委員の指名についてです。  
今回は、加木屋委員よろしくお願い致します。
- 

**日程第 4 報告第 1 号 特定地域型保育事業者の公表について**

- 教育長** 日程第 4 報告第 1 号 特定地域型保育事業者の公表について、を議題と致します。  
事務局より説明を求めます。  
○**幼児教育課長** 報告第 1 号 特定地域型保育事業者の公表について別紙のとおり

瑞穂市教育委員会に報告する。提案理由としては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第53条の規定により、特定地域型保育事業者を公表するため、瑞穂市教育委員会告示を行うものです。

事業所の名称はL・E保育園よこや、地域型保育所事業の種類は小規模保育事業、事業所の所在地は瑞穂市横屋493番地、事業者の名称は有限会社ライフ・エスコート、確認した年月日は令和5年2月28日です。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第4 報告第1号 特定地域型保育事業者の公表については、承認いただけましたものといたします。

---

#### 日程第5 議案第8号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について

○**教育長** 日程第5 議案第8号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第5 議案第8号 瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年教育委員会規則第6号）第1条第7号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和5年3月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号の規定によるもの。

○**教育長** 本議案は、人事案件につき非公開とします。

<非公開>

○**教育長** 日程第5 議案第8号 瑞穂市教育委員会事務局の職員の任免については、原案のとおり可決とします。

---

#### 日程第6 議案第9号 瑞穂市教育委員会障害者活躍推進計画の策定について

○**教育長** 日程第6 議案第9号 瑞穂市教育委員会障害者活躍推進計画の策定について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第6 議案第9号 瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成

15年瑞穂市教育委員会規則第6号)第1条第1号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和5年3月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第7条の3の規定により、策定するもの。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

○**大平委員** 法定雇用率は何%ですか。

○**教育総務課長** 令和4年4月1日現在、2.6%です。

○**大平委員** 適切な支援、配慮を講じる手法はどのようなことを考えていますか。

○**教育総務課長** 上司との面談で聞き取りをしながら、検討していくことになると思います。

○**教育長** その他、ご質問等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第6 議案第9号 瑞穂市教育委員会障害者活躍推進計画の策定については、原案のとおり可決とします。

---

#### 日程第7 議案第10号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について

○**教育長** 日程第7 議案第10号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第7 議案第10号 瑞穂市学校薬剤師に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和5年3月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、ほづみ幼稚園の担当薬剤師が変更となりましたので、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第23条第2項の規定により、学校薬剤師を委嘱するもの。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第7 議案第10号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱については、原案のとおり可決とします。

---

#### 日程第8 議案第11号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について

○**教育長** 日程第8 議案第11号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第8 議案第11号 瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。令和5年3月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和4年文部科学省令第29号）の公布に伴い、研修主事の追加及び所要の改正を行うもの。

最初に研修主事について簡単にご説明させていただきます。新たな教師の学びの姿の実現が求められ、これまでは教員免許を更新することにより、教員の資質向上を担っておりましたが、新たに研修主事というポストを位置付けて、研修に関する事項はもちろんです。職員、団体との連絡調整、職員の指導助言を行います。学校教育法施行規則の一部改正により、研修により特化した主事を位置付けられましたので、それに伴って瑞穂市小中学校管理規則にも位置付けをさせていただくものです。

研修主事は研修計画の立案、その他の研修に関する事項について連絡調整、指導及び助言にあたるといったことが主な仕事になります。

また、指導教諭については、岐阜県の場合、特別支援教育の専門性を有して指導力のある方を各市町から推薦し、試験を受けた後そのポストに就くこととなりますので、小中学校管理規則を改正して配置をしていきたいと考えております。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

○**大平委員** 研修主事が配置されると、担当する授業の時間数等への配慮はありますか。

○**学校教育課長** 学校の規模によると思います。加配が割と配置できているので、授業を持っていただいた分は時数を若干減らすという配慮はできるかと思えます。また、小中学校管理規則の改正により研修主事へは手当が支給されます。

○**伊藤委員** 学校内で組織的、計画的に研修を進めるためには、これまでだと教頭とか、教務主任とか、研究主任がその内容に応じて担当していたことを研修主任が核になって、年間を通して様々な研修を実施していくための役割であると思いますが、校内でもある程度の経験、役割を持った方に兼務してもらおうというよう

なイメージでよろしいでしょうか。

○**学校教育課長** 研修の中核的な役割を担うというポストになりますので、研修主事1人に任せるのではなくて、時間割上の配慮で教務主任が助言をし、教頭が関係機関と連携し講師を発掘しながら研修の充実を図ることになってきますので、中核になっていただく方を任命していただきたいと思います。

○**教育長** その他、ご質問等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第8 議案第11号瑞穂市立小中学校管理規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決とします。

---

### 日程第9 議案第12号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について

○**教育長** 日程第9 議案第12号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第9 議案第12号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。令和5年3月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、本田小校区放課後児童クラブの占用区画の面積の見直しにより、定員を変更するため改正を行うもの。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

○**伊藤委員** 過去に保育所等で待機児童になっていた子供たちが、小学校に入学した時に、放課後児童クラブで待機児童になってしまうということを耳にしました。実際に瑞穂市内の放課後児童クラブでの待機児童は存在しますか。

○**幼児教育課長** 受け入れ施設に余裕がなければ保育所同様に待機児童が発生することになります。市内には公立の放課後児童クラブが7つあり、現在581人が利用しております。定員に余裕のある施設、定員に達している施設、双方ありますが、4月は待機児童の発生はありません。

仮に希望する施設に受け入れる余裕がなくても、市全体としては受け入れに余裕のあるクラブがいくつかございますので、余裕のある施設をご案内し利用を促す取組みをさせていただきます。

穂積小校区、本田小校区、生津小校区、南小校区は人口増加が著しい校区とな

ります。1人当たりの基準面積が1.65㎡以上と決まっておりますので、基準を満たすスペースを確保し増員させていただいています。

○伊藤委員 利用者が増えれば指導員も必要になります。職員の働き方も含めて課題がますます増えると思いますが、民間の放課後児童クラブの検討はされていますか。

○幼児教育課長 穂積小校区と南小校区に民間の放課後児童クラブが各1箇所開設しています。民間事業者に開設を促したところですぐに開設していただけるのではないと思っております。もし開設の希望があれば積極的に相談には乗らせてもらいたい児童の解消につなげていきたいと思っております。

○教育長 その他、ご質問等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第9 議案第12号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例施行規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決とします。

---

#### 日程第10 議案第13号 瑞穂市文化財保護審議会委員の委嘱について

○教育長 日程第10 議案第13号 瑞穂市文化財保護審議会委員の委嘱について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第10 議案第13号 瑞穂市文化財保護審議会委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和5年3月23日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、瑞穂市文化財保護条例（平成15年瑞穂市条例第66号）第29条第3項の規定により、瑞穂市文化財保護審議会委員を委嘱するもの。

令和5年3月31日をもって現任の委員の任期が満了します。令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間の任期とし委嘱をするものです。

文化財保護審議会の委員は10人以内で組織をするということになっており、今回は8名の方に委嘱をするものです。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

○大平委員 文化財保護審議会はどれぐらいの割合で開催されていますか。また、最近の議題について教えてください。

○生涯学習課長 令和3年度、令和4年度は審議会の開催はございません。令和5年度は、ハリヨの生息につきましてお諮りをする予定をしております。

○大平委員 審議会が開かれる時は、文化財の指定、解除を行う場合に開催するという理解でよろしいですか。

○生涯学習課長 そのとおりです。

○教育長 その他、ご質問等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第10 議案第13号 瑞穂市文化財保護審議会委員の委嘱について、原案のとおり可決とします。

---

### 日程第11 教育長の報告

○教育長 日程第11 教育長の報告です。

私からの報告は大きく2点です。1点目は本日小学校の卒業式がありました。先日、幼稚園の卒園式もあり、子供たちの成長の姿が元気な挨拶、歌声、1人1人の卒業証書授与の時に見られました。また、瑞穂大学の閉校式が3月15日にありました。今年度は635名が在籍をされ、延べ2,120名が受講されました。修了者が91名、精勤の方が14名、永年表彰で10年の方が4名、15年の方が3名、20年の方が2名でした。学習であったり、文化であったり、スポーツであったり、趣味であったり、そういった場を提供していくことは本当に大事なことだと改めて感じさせていただきました。

2点目は3月議会の一般質問についてです。1つ目は部活動の地域移行についてです。今年度は地域部活動検討委員会を3回開催し、瑞穂市にとって一番ふさわしい方法を模索しており、最終的には令和8年度からスタートできるよう進めています。来年度も検討委員会を重ねて、令和6年度ぐらいから土日のみですが、段階的に地域クラブへ移行していく計画であるというお答えをしました。現在、中学校の社会人指導者が43名みえます。社会人指導者、体育協会、スポーツ少年団の指導者の方にもこの趣旨はまだ説明はしていませんので説明する場をもって、指導者を引き続きやっていただけるようお願いをしていきたいと思っております。

2つ目は新型コロナウイルス感染症の今後の対策について質問をいただきました。ご承知のように3月31日まではこれまで通りの対応を求められております

が、4月以降はマスクの着用は求めないと国も言っております。今週ぐらいに県の教育委員会から新たな運営マニュアルが示されますので、学校にも連絡することとしていますが、大事なことは、事情があってマスクをする人マスクをしない人それぞれなので、人によっては外せない事情があります。そのことを理解して思いやりの気持ちをもって接することこそが大事で、これは人権問題にもつながることだと思いますので、今まで以上に子供たちに伝えていく必要があるということをお話させていただきました。

最後は電子書籍の導入についてです。「読書のまちみずほ」ということもあり、市の図書館に導入してはどうかというご提案をいただきました。メリット、デメリットがありますが、導入に高額なコストが必要であること、電子化されている一般の書籍は限られていること、書籍の更新については1度購入すれば終わりではないので、更新にコストが必要となることなどを伝えました。今年度、西小学校のPTAにご協力をいただいて、子供向けの電子図書のようなものを試験的に活用していますので、その効果も見ながら検討していきたいというお答えをさせていただきました。

---

## 日程第12 その他

○**教育長** 日程第12 その他です。

事務局長。

○**事務局長** 私も3月議会の報告を簡単にさせていただきます。議案はすべて可決いただきました。

今後、教育委員会として考えていけないものとして、公共施設の女子トイレの洋式化について質問がありました。人が大勢集まる公共施設に洋式トイレの数が少ないというものでした。総合センターにつきましては、サンシャインホールに近い場所に大きなトイレがあります。そのトイレの改修は一度検討してみたいと思います。サンコーパレットパークについても人が集まる時にトイレが足りないのではないかと問われましたが、イベントの主催者が仮設トイレを用意して対応していただくとの考えで、市としてはこれ以上増やす予定はないというお答えをさせていただきました。

それから学校給食についての質問がありました。1つは無償化する予定はない

のかということでした。学校給食法では保護者の負担となっていますし、無償化する財源的余裕がないので、当面は負担をいただく方針であることをお答えしました。ウクライナ情勢などにより食材費も高騰しましたが、今年度につきましては国の補助金を使って補填をしてみいました。ただ来年度は国が補填をしてくれるという保証はありません。給食費の値上げもしていませんので、食材費が不足するような場合は、市からの補填をしていくことも考えなければなりません。その間に国からの補助があれば活用していくことをお答えしました。

もう1つはオーガニック食材の利用についてどう考えるかということでした。給食センターでは7,000食近い給食を作りますので、まとまった量が確保できるかということ、大きさなどの規格の問題、学校給食費に見合う値段で納入していただけるのかという問題がありますので今後も検討していく必要があるとお答えしました。

最後に市制二十周年記念にあたり瑞穂市史を編纂して3月31日に完成予定です。瑞穂市史のデジタルデータの公表はできないかという質問がありました。

小中学校には提供依頼があればデジタルデータとして提供する予定です。ホームページで一般の方にも公表できないかという質問がありましたが、容量的なところで掲載可能なのかは検討しなくてははいけませんので、前向きに検討させていただきますとお答えしました

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 特にございませぬ。

○**教育長** 給食センター課長。

○**給食センター課長** 特にございませぬ。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** コロナウイルスの感染はゼロにはなりませぬが、1人とか2人で推移している状況です。4月1日以降の対応については、まだ県から通知は来ておりませぬが、国の通知を見る限り、先ほど教育長も申し上げましたが、マスクの着用は個人の判断になりますので、脱着について指導をしないという対応になっていると思われませぬが、基本的に感染防止を心掛けます。例えば黙食を求めないけど大声での会話を控えるなどの対応になってくると思っております。

卒業式、入学式についても通知に準じませぬが、新1年生の保護者を対象に11

月・12月ごろの入学説明会の際には保護者の参加は1名までという案内をしていましたので、保護者の参加は2名までという案内を新1年生の保護者宛に発送できるよう準備を進めています。

○**教育長** 幼児教育課長。

○**幼児教育課長** 瑞穂市保育所整備計画に基づきまして、順次瑞穂市の保育所整備をしてきたところです。現状限りある人材、財源の中で利用者が求める多様な保育需要に対応するためには民間の力を活用した保育事業の展開というのは今後必要になってくるということで、市全体の施設の適正配置を踏まえながら、今まで穂積保育所、牛牧第1保育所の民営化を具体的に進めてまいりました。

生津小校区への民間事業者による保育所の誘致につきましては、まず1つ目に保育施設の均衡の取れた配置、2つ目に同じ小学校区内での通所により円滑な小学校へのつなぎの2点を考えています。

公私連携型保育施設として、公立保育所と同様に地域に根差した保育を行うことや、幼保小連携と幼児教育の充実を大切にしたいということで、規模としては70人程度を想定しております。3歳未満児の方が15人、3歳以上児が55人という計画をしております。

地域の未就園のお子さん、保護者へのサービスとしまして、地域子育て支援センター、一時預かり事業も実施する方向で進める予定です。

課題としては、保育施設が新設になりますので、地域でここを利用される方、希望される方の把握にかかる時間、地域の方に十分な説明をする時間、ご理解ご協力いただくための時間が必要になってくると感じております。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** 3月19日に「令和4年度第2回市民の集い」に教育委員の皆様にご参加いただきありがとうございました。その参加者の人数が把握できたのでご報告をさせていただきます。来賓、発表者を含め301名のご参加をいただきました。

○**教育長** 各課長より報告をさせていただきました。ご質問等受けさせていただきますと思います。

○**大平委員** 教科担任制を導入するにあたり、児童数の格差による問題についてはどのように考えていますか。

○**学校教育課長** 教科担任制については、学校内で免許の偏りもあるので必ず可能であるかというところもあります。校内の専門教科の人事異動によって配置された人の学年の所属も含めた中での、より効果的な子供たちにとって専門性の高い授業を実施していますが、他校との兼務については、移動のことや、時間割編成について考えると、教科の指導力の充実のための兼務というところまでは至っておりません。

○**森下委員** 高校生が中学校に侵入して取り押さえられるという事件がありました。が、瑞穂市に危機管理マニュアルはありますか。

○**学校教育課長** 各学校で作成しております。その事件の時も教育長からも確認の依頼があり校門が閉まっているかなどの確認を行いました、何年も前に徹底したはずのことが、段々慣れてくると緩んでくることがあるといけないということで改めて確認させていただきました。先生方もマニュアルを作った終わりではなく、マニュアルに書いてある対応を意識して、具体的に日々の中で不審者対応訓練を年1回必ず実施しますが、そういう機会を活かしながら職員1人1人が危機管理意識を高めるということが何より大切だと思っています。

○**森下委員** 防犯カメラは設置済みですか。

○**学校教育課長** 各施設設置済みです。

○**教育長** その他、ご質問等はありませんか。

ないようなので、次回以降の教育委員会臨時会、定例会の開催について確認させていただきます。

今回は第2回教育委員会臨時会を4月3日（月）午後2時30分から開催します。場所は3-2会議室です。午後3時から、令和5年度瑞穂市立学校教職員着任式が予定されていますので、事務局の紹介を含め午後2時30分から行います。

第4回教育委員会定例会は、4月28日（金）午後2時から、3-2会議室で開催します。

第5回教育委員会定例会は、5月23日（火）午後2時から、3-2会議室で開催します。

よろしく申し上げます。

---

## 閉会の宣言

**○教育長** 本日は、お忙しいところありがとうございました。

これもちまして、令和5年第3回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

**閉会 午後2時27分**

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年3月23日

瑞穂市教育委員会 教育長 服部 照

委員 加木屋 加緒里

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。